

令和7年度の介護保険料をお知らせします

(今回お届けした「令和7年度介護保険料決定通知書」に関するお問い合わせ先)

専用コールセンター TEL:022-722-9782

開設期間：令和7年7月4日(金)まで〔平日9時～17時〕

※納付相談に関することは、直接区役所または総合支所にお問い合わせください。

○令和7年度の介護保険料

所得段階	対 象 と な る 方				基準額に 対する割合	年額保険料 (円)
第 1 段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方				0.285 (*3)	20,700
第 2 段階	本人が 市町村民税 非課税で	同じ世帯の方 全員が 市町村民税 非課税	本人の前年の 「課税年金収入額(*1)」と 年金以外の 「合計所得金額(*2)」の 合計額が	80万9,000円以下の方(*4)	0.285 (*3)	20,700
第 3 段階				80万9,000円を超え120万円以下の方(*4)	0.395 (*3)	28,800
第 4 段階				120万円を超える方	0.685 (*3)	49,900
第 5 段階		同じ世帯に 市町村民税課税 の方がいる		80万9,000円以下の方(*4)	0.850	62,000
第 6 段階				80万9,000円を超える方(*4)	1.000 (基準額)	72,900
第 7 段階	本人が市町村民税課税で		本人の前年の 「合計所得金額(*2)」が	125万円未満の方	1.100	80,200
第 8 段階				125万円以上200万円未満の方	1.250	91,100
第 9 段階				200万円以上300万円未満の方	1.500	109,400
第10段階				300万円以上400万円未満の方	1.700	124,000
第11段階				400万円以上500万円未満の方	1.800	131,300
第12段階				500万円以上600万円未満の方	2.000	145,800
第13段階				600万円以上700万円未満の方	2.100	153,100
第14段階				700万円以上1,000万円未満の方	2.300	167,700
第15段階				1,000万円以上1,500万円未満の方	2.500	182,300
第16段階				1,500万円以上の方	2.600	189,600

(*1) 「課税年金収入額」とは、所得税法上の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く）で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいいます。

(*2) 介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」とは、「給与」「年金」「事業」などの収入金額からそれぞれ必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額と、土地建物等の譲渡所得（特別控除後）などの分離課税所得の合計で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額です。（地方税法上の合計所得金額とは異なります。）また、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。

(*3) 第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減しています。
（第1段階および第2段階：0.455→0.285、第3段階：0.595→0.395、第4段階：0.690→0.685）

(*4) 老齢基礎年金（満額）の支給額上昇に伴う国の見直しを踏まえ、介護保険料所得段階の基準となる金額が「80万円」から「80万9,000円」へ改定されます。

以下のような場合には、納付期限を延長したり、保険料を減免したりする制度があります。申請期限がありますので、お住まいの区の区役所または総合支所の介護保険担当窓口へお早めにご相談ください。

- 災害により、本人または生計維持者の住宅・家財等に著しい損害を受けた場合
- 失業や事業の休廃止、冷害等による農作物の不作により、生計維持者の収入が著しく減少した場合
- 所得段階が第4段階の方で、世帯員の収入等について一定の要件を満たす場合
- 本人が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に1ヶ月以上拘禁された場合

納付方法は2種類あります

* 納付方法については介護保険法で定められており、ご自身で選ぶことはできません *

特別徴収	老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金を年額18万円以上受給されている方が対象で、偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ差し引かれる方法です。
普通徴収	仙台市から送付される納入通知書または口座振替で納めていただく方法です。 ●ぜひ口座振替をご利用ください●（お申込み方法は下記の通りです） ①Web 口座振替受付サービス：仙台市ホームページから申込みができます。 ②ペイジー口座振替受付サービス：区役所・総合支所の介護保険担当窓口で、キャッシュカードにより申込みができます。※来庁者ご本人の口座に限りです。 ③口座振替依頼書：仙台市指定金融機関または区役所・総合支所の介護保険担当窓口へ提出します。 ※①・②は、七十七銀行・仙台銀行・杜の都信用金庫・ゆうちょ銀行のみ申込み可能です。

●特別徴収の方でも、年度の途中で他市町村から転入または他市町村へ転出した場合や、保険料の額が変更になった場合は、普通徴収に切り替わることがあります。

●年度の途中で65歳に到達した場合は、年額18万円以上の年金を受けられる方でも、一定期間は普通徴収で納めていただくことになります。なお、特別徴収に切り替わる際には、あらためてご案内をお送りします。

介護保険料の納め忘れにご注意ください

①納期限を過ぎると	督促が行われます。
②1年以上滞納すると	サービスを利用したときの費用がいったん全額自己負担になります。
③1年6ヶ月以上滞納すると	保険給付が一時差し止めになります。さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料が差し引かれます。
④2年以上滞納すると	滞納期間等に応じて、一定期間の利用者負担が3割(*)に引き上げられます。また、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費も支給されません。※利用者負担が3割の方は4割

(参考情報) 認知症等 について

軽度認知障害（MCI）をご存じですか？

仙台市 MCI

検索

軽度認知障害（MCI）は、認知症になる一歩手前の予備軍の状態です。早い段階で気づき、生活習慣の改善や治療を受けることで、認知機能の低下をゆるやかにしたり、状態を改善できる可能性があります。くわしくは、仙台市ホームページをご覧ください。



認知症ケアパス

『認知症ケアパス』は認知症とともに生きるために必要な情報を整理したもので、3種類あります。

- ①全市版：相談先やサービス、医療、交流できる場所等を掲載
- ②個人版：認知症ご本人の声や生活の工夫、役立つ情報等を掲載
- ③地域版：地域包括支援センター毎に作成。地域の情報等を掲載

配布先 ①②：各地域包括支援センター
各区障害高齢課・総合支所保健福祉課

③：各地域包括支援センター

仙台市ホームページからもご覧いただけます。

仙台市 認知症ケアパス

検索



認知症や軽度認知障害（MCI） ～相談先～

認知症や認知機能の低下が気になったら、お早めにご相談ください。

●地域包括支援センター相談窓口

（お住まいの地域により担当が決まっています）

●高齢者総合相談

（各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課）

●物忘れ電話相談

（公益社団法人認知症のひとと家族の会宮城県支部）

仙台市 認知症 相談窓口

検索



認知症の方やその家族が希望を持って暮らし続けるために、一人ひとりが認知症等について理解を深めることが大切です。

参考情報についての問合せ先

健康福祉局地域包括ケア推進課 TEL:022-214-8499